

令和 2 年 4 月 30 日

保護者様

県立播磨特別支援学校
校長 下 雅 意 一 之

新型コロナウイルス感染症に伴う県立学校の臨時休業期間の延長について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言の発令を受けて臨時休業期間が 5 月 6 日（水）までとなっていたが、4 月 28 日（火）、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、現在の感染状況等を踏まえ県立学校は、臨時休業を 5 月 31 日（日）まで延長することが決定しました。また、現時点においては、臨時休業期間中は登校可能日の設定を行わないことになりました。

つきましては 5 月 7 日（木）からの学校再開はありません。また、6 月 1 日（月）からの学校再開につきましては、あらためてご連絡いたします。

引き続きご家庭でのお子様の見守りをお願いいたします。

なお、臨時休業延長期間に伴う教育のありかた・学習支援等につきましては、本校の体制を整え準備ができましたら 4 月 30 日（木）以降、学校ホームページや一斉メール、郵送等で随時お知らせしていきます。

今後も国や県が発信する情報に注意し、冷静に取り組んでいきます。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、感染予防に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

臨時休業期間 5 月 7 日（木）～5 月 31 日（日）までの全科・全学年を休業とする。

2 今後の家庭連絡事項について

- (1) 学校ホームページを活用しての学習指導、生活指導等の提示のこと
- (2) Classi（クラッシー：ベネッセの学習支援）の導入ならびに学習活用のこと
- (3) その他
 - ・ 3 年生の進路指導のこと
 - ・ タブレット端末の貸与のこと（インターネット環境のない生徒を対象）
 - ・ 学校情報等の動画配信のこと

3 ご家庭での健康管理について

「命にかかること」としての認識に立ち、以下についてご留意をお願いします。

- (1) 不要・不急の外出は避け、換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声する密接場面の 3 密を避けてください。
- (2) 大都市等への府県をまたがった移動の自粛をお願いします。
- (3) 規律ある規則正しい生活をお願いします。毎日の検温など健康チェックに努め、適度な運動なども取り入れ体調管理、健康維持をお願いします。
- (4) 発熱等の症状があり、受診した場合は学校に必ずご連絡ください。

4 その他

臨時休業期間中において、新しくお伝えすべきことがありましたら、随時、ホームページや保護者一斉メールにて送信しますのでご確認ください。また、何かご不明なこと、ご相談などありましたらご連絡ください。

【照会先】 県立播磨特別支援学校
教頭 松本 宗弘
電話 0791-66-0091
FAX 0791-66-0092